

1 処分を受けた税理士

氏 名： 前田 孝

登録番号： 第43543号

2 処分の内容

令和5年1月10日から1年7月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

(2) 信用失墜行為（業務け怠）

被処分者は、関与先であるAの贈与税の確定申告書について、相続時精算課税を選択し申告するよう依頼を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく相続時精算課税選択届出書の提出を怠り、その結果関与先に対して過少申告加算税の賦課等の損害を与えた。

また、関与先であるBの贈与税の確定申告書について、この申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、申告書の提出を失念したことにより、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。

更に、関与先であるCの消費税及び地方消費税並びにD社の消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。